

## 株式会社ケイ・クリエイト行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】平成 31 年 1 月 1 日～平成 32 年 12 月 31 日

### 【内容】

- (1) 育児休業復帰後、仕事と育児の両立に配慮した制度を整備する。
- (2) 希望者には時短勤務制度を実施する。
- (3) 仕事と家庭の両立に配慮した制度を整備する。
- (4) 勤続 5 年以上で、やむを得ない事情により通勤困難と認められる社員は在宅勤務を承認する。

### 【取組内容】

- (1) 育児休業取得予定の社員に対し、育児休業制度、復帰後の短時間制度勤務について説明する。  
また、職場復帰前に業務内容や短時間勤務の確認など、スムーズに復帰できるよう個別面談を行う。
- (2) 所定労働時間を 9 時～16 時までの 6 時間とすることができる。  
希望すれば協議の上、労働時間を変更することができる。

平成 24 年 4 月 1 日より実施

(3) 有給休暇を半日単位での取得を可能とする。

第2、第4水曜日をノー残業デーとする。